都営住宅とは

住宅に困っている所得の少ない方に対して、低額な家賃でお貸しする住宅です。
一般の賃貸住宅とは異なったさまざまな制限や義務が定められていますので、
この募集案内をお読みになり、住まい方をよくご理解いただいたうえでお申込みください。

●住まい方

団地における共同生活では、一般の賃貸住宅と異なり、集会所や団地内広場など共同施設の維持管理、その他の日常生活のさまざまなことについて、入居する方同士の約束ごとや取り決めが必要となります。

また、団地内通路の掃除、除草、排水溝の清掃など、共用部分の維持管理は入居する方同士で協力して行っていただきます。

これらの活動を行うため、自主的に組織される団体である**自治会**があります。**自治会**は、生活環境向上への取組、親睦行事などを通じて、住民同士の交流が深まるよう多種多様な活動を行っていますので、積極的な参加・協力をお願いします。

住まい方のルール（抜粋）

1　犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。
2　ごみは所定の場所、決められた日以外には出せません。
3　自動車等の無断駐車はできません。
4　自治会等が徴収する共益費は必ず支払う必要があります。
5　団地の広場や庭などで、菜園を耕作することはできません。
6　夜間に大騒ぎをする等、近隣に迷惑をかける行為をしてはいけません。
7　15階建以上の高層アパートでは、居住している階に関係なく、バルコニー手摺より高い位置に洗濯物を干したり、各種アンテナを設置したりできません。
8　バルコニーの戸境板等の付近に物を置くことはできません。
9　都営住宅等は、宿泊施設として貸し出すことはできません。
10　その他、共同生活の維持に支障となる行為は禁止されています。

募集の概要

都営住宅では、部屋の間取りや広さなどにより、部屋ごとに入居できる人数を定めています。これに基づき、今回募集対象となった住宅を分類しています。この分類したものを「申込地区」といいます。入居資格をお確かめのうえ、申込地区一覧から入居する世帯人数に合う地区を一つ選び、お申込みください。
なお、募集する住宅は、原則、以前に居住者がいた住宅であり、新築同様ではありません。

募集について

- 年４回の定期募集で、比較的低倍率の住宅について募集します。
- 抽せんにより都営住宅の使用予定者となる方を決めるための募集です。抽せんで当せんした方を入居資格審査対象者とし、さらに入居資格審査に合格した方が都営住宅の使用予定者となります。使用予定者となったあと、入居の用意ができるまでお待ちいただきます。

抽せんについて

- 優遇抽せんはありません。
- 抽せん会への出欠は、当落に一切影響ありません。
- 抽せん会は公開で行い、当日見学にいらした方に立会人として抽せんのご協力をお願いします。
- 抽せん会の途中や終了直後は、当せん番号のお尋ねにはお答えできません。
- 抽せん結果は次のとおりご確認いただけます。
 聞き間違い防止のため、電話でのお問い合わせは受け付けておりません。
 ①抽せん会当日の午後６時以降に、公社ホームページ（https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html）に掲載します。
 ②オンラインで申込みした方には後日メールを、郵送で申込みした方には後日通知はがきをお送りします。ただし、申込書に所定の金額の切手を貼っていただいた方に限ります。

補欠について

- 結婚予定者世帯向申込地区では、一定数の補欠者を決定します。
- 補欠の番号は、最後の当せん番号の次の順位の番号から順番に決定します。
- 補欠者は、入居資格審査対象者が失格等となった場合に繰り上げて審査を行います。
 なお、繰り上げにならない方には資格審査通知書を送付しません。繰り上げの有無や時期の予想などのご質問には一切お答えできませんので、資格審査通知書送付前のお問い合わせはご遠慮ください。
- 繰り上げとなった場合、使用許可日（入居）は通常のスケジュールとは異なります。

抽せん方法について

抽せん方法は「一連番号方式」といい、少ない抽せん回数ですべての申込地区に共通の「当せん順位」を決める方法で、公平かつ時間短縮に最適なため、多くの自治体で公営住宅の抽せん会などに採用している一般的な方法です。

一連番号方式のしくみ

・申込地区全体のなかで最大の抽せん番号を対象に、その数字を桁に分けて、抽せん器を使って桁ごとに数字の順位をつけるための抽せんを行います。抽せん結果に基づき、各桁の数字を順番に組み合わせ、すべての抽せん番号の当せん順位を決めます。

・各申込地区の当せん番号は、募集戸数が 1 戸の地区では、その地区の最大の抽せん番号以下で当せん順位が最も上位の番号です。募集戸数が２戸以上の地区では、当せん順位が上位のものから順番に募集戸数分の番号です。

㊟ 申込地区全体のなかで最大の抽せん番号が 299 の場合

手順１　抽せん番号各桁の数字の優先順位を抽せんで決めます。

百の桁　十の桁　一の桁
　2　　9　　9

・抽せん器を使い、桁ごとに数字の優先順位を決めるための抽せんをします。
・はじめに、百の桁が「2」のため、「0・1・2」の３個の抽せん玉を抽せん器に入れて玉をひとつずつ出していきます。
・同様に、十の桁と一の桁は「0 から 9」まで 10 個の抽せん玉を抽せん器に入れて抽せんを行います。
・百の桁の抽せんで、玉が「2→0→1」、十の桁で「6→5→7→0→1→8→3→2→9→4」、一の桁で「8→4→9→6→5→0→1→7→2→3」の順で出た場合、各桁の優先順位は右表のとおりとなります。
・この例の場合、百の桁から一の桁まで、抽せん器の操作は合計で 23 回で終了します。

【抽せん結果の例】

優先順位（玉の出てきた順番）	百の桁	十の桁	一の桁
1 位	2	6	8
2 位	0	5	4
3 位	1	7	9
4 位	—	0	6
5 位	—	1	5
6 位	—	8	0
7 位	—	3	1
8 位	—	2	7
9 位	—	9	2
10 位	—	4	3

手順２　抽せん結果（優先順位）に基づき、数字を組み合わせて当せん順位を決めます。

組み合わせの法則：上の桁を優先して順位順に数字を移動する。
下の桁は上の桁の数字が一巡したときに順位をひとつ移動する。

●当せん順位 1 位「268」
すべての桁の優先順位 1 位の数字の組み合わせ

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位 2 位「068」
百の桁のみ、優先順位 2 位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位 3 位「168」
百の桁のみ、優先順位 3 位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位４位「258」
百の桁は１位に戻り、十の桁が２位に移動、一の桁は１位のまま

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位５位「058」
百の桁のみ、優先順位２位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位６位「158」
百の桁のみ、優先順位３位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

・・・途中省略

●当せん順位 298 位「243」
百の桁は１位、十の桁と一の桁は 10 位

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位 299 位「043」
百の桁のみ、優先順位２位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位 300 位「143」
すべての桁の優先順位最下位の数字の組み合わせ

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

手順２による数字の組み合わせで、当せん順位順の番号は下表のようになります。

当せん順位	１位	２位	３位	４位	５位	６位	７位	……	298位	299位	300位
番号	268	068	168	258	058	158	278		243	043	143

手順３　各申込地区の当せん番号を決定します。

- 各申込地区の当せん番号は、その地区の最大の抽せん番号以下で当せん順位が上位の番号で決定します。
- 例えば、最大の抽せん番号が 76 の申込地区で募集戸数２戸の場合、76 より大きい数字は除外し、当せん順位が上位の番号ふたつが当せん番号です。

当せん順位	１位	２位	３位	４位	５位	６位	７位	・・・・	298位	299位	300位
番号	~~268~~	068	~~168~~	~~258~~	058	~~158~~	~~278~~	・・・・	~~243~~	~~043~~	~~143~~
		当せん			当せん						

よって、この地区の当せん番号は「68」と「58」で、その番号を付番されている方が当せん者（入居資格審査対象者）です。

なお、募集戸数が２戸以上の地区では、当せん順位が入居資格審査の順位になります。

※実際に付番されている抽せん番号は１から 299 までの 299 個ですが、各桁に必ず「0」があるため、組み合わせた結果「000」となるものが出てきます。よってこの「000」を含めると、番号が０から 299 までの 300 個となり、当せん順位も１位から 300 位までとなります。
ただし、「000」は抽せん番号としては存在しない数字ですので、申込地区ごとの当せん番号を決定する際には無効扱いとします。